

# 第48回 衆議院議員総選挙 第24回 最高裁判所裁判官国民審査

10月22日(日)は、衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

衆議院は、投票者1人につき小選挙区選挙と比例代表選挙の2票を投票します。小選挙区選挙では投票用紙に候補者名を、比例代表選挙では投票用紙に政党名を書いて投票します。

最高裁判所裁判官の国民審査は、裁判官一人一人に対し行われ、投票者は辞めさせたい意思があれば×印を、なければ何も記載せずに投票します。

★投票日 10月22日(日)

午前7時～午後7時

★公示日 10月10日(火)

未来のためにみんなで投票



## ■月形町で投票ができる方

- ①平成29年10月22日現在で18歳以上の方(平成11年10月23日以前に生まれた方)
- ②平成29年10月9日現在で、引き続き3カ月以上月形町の住民基本台帳に登録されている方(平成29年7月9日までに転入の届出をした方)

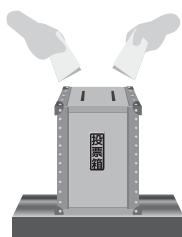
## ■次のような方は投票できません

- ①選挙人名簿に登録されていても、欠格者(禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者など)、誤載者など選挙当日選挙権を有していない方
- ②平成29年6月21日以前に転出した方(選挙当日において他市町村へ転出し4カ月経過した方)
- ③他市町村の選挙人名簿に登録されている方(引き続き3カ月以上他市町村の住民基本台帳に記載されている方)

## ■投票入場券を郵送します

投票は、投票入場券に記載されている投票所で行ってください。

なお、入場券を紛失しても選挙人名簿に登録されていれば投票することができますので、来場の際、投票所の係員に申し出てください。



## ■期日前・不在者投票制度について

- 次のような方は、役場で**期日前投票**ができます
  - ・投票日に仕事や冠婚葬祭などの予定がある方
  - ・買い物などで、投票日に投票区内にいない方
- 次のような方は、**不在者投票**ができます
  - ・町内、町外の病院や老人ホームなどに入院または入所している方は、その施設に申し出ると施設内で投票ができます
  - ・旅行や出張などで月形町で投票できない方は、滞在先の市町村で投票ができます。事前に月形町選挙管理委員会に投票用紙を請求してください

## 期日前・不在者投票ができる期間

【期間】 10月11日(水)～10月21日(土)

- ・投票時間 午前8時30分～午後8時
- ・投票場所 月形町役場1階  
(月形町選挙管理委員会)

※町民サロン側入口をご利用ください

- 投票入場券が届いている場合は持参してください
- 期間が短いため、郵送する場合または病院などで不在者投票をする場合は、早めの手続きをお願いします

問合せ先 月形町選挙管理委員会 ☎53・2321 Eメール senkan@town.tsukigata.hokkaido.jp